

可児市分別収集計画

(第7期計画)

平成25年6月30日策定
可児市環境課

目 次

1	計画策定の意義	2
2	基本的方向	2
3	計画期間	2
4	対象品目	3
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	3
6	容器包装廃棄物の排出の抑制の促進をするための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	3
7	分別収集をする容器包装廃棄物の種類及び分別の区分 (法第8条第2項第3号)	5
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの 量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	6
9	排出量の推計値について	7
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	8
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	9
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	10

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要があります。そのためには、市民・事業者・市が協力しながら環境への負荷の少ない循環型社会の形成に向けた総合的な取り組みを行っていかねばなりません。

本市では、環境基本計画において「将来世代につなぐ環境文化都市・可児」を目指すとし、資源循環に関わる特徴としては、3R（リデュース、リユース、リサイクル）にリフューズを加えた「4R」として、独自性のある展開を図ることとしています。

本計画は、このような状況のなか、容器包装リサイクル法第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における4R（リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ）を推進し、循環型社会を形成するために、市民、事業者、行政がそれぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものです。

本計画の推進により、ごみの減量や廃棄物処理施設及び最終処分場の延命化、資源の有効活用が図られ、循環型社会の形成が図られるものと考えます。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本方針を以下に示します。

- ① ごみの発生抑制とリサイクルを主とした循環型社会の形成
- ② ごみを資源として循環使用し、環境への負荷を低減
- ③ 市民、事業者、行政の適切な役割分担に基づく容器包装廃棄物の排出抑制・資源化の促進

3 計画期間

本計画の計画期間は平成26年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定します。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とします。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

単位：t／年

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
容器包装廃棄物	6,978	6,976	6,970	6,963	6,956

容器包装廃棄物の排出量の算出根拠は、ごみの総排出量の予測（平成23年度の総排出量の実績に、26年度から30年度の人口変動率を乗じたもの。）に、全国の統計で得られた廃棄物に占める容器包装廃棄物の割合（湿重量で23.9%：「市町村分別収集計画策定の手引き（六訂版）参照」）を乗じた数としました。（容器包装廃棄物については、その全てが分別されて排出されているわけではなく、可燃ごみ等の中に混入されている可能性も高いため、焼却ごみ、集団資源回収量も含めた可児市のごみの総排出量の中の割合から排出量を推計しています。）

6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進をするための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

ごみ減量のためには、リサイクル資源のリサイクル率を上げるとともに、容器包装廃棄物自体の排出抑制をすることも重要になってきます。実施に当たっては、効果的な排出抑制が達成できるように市民、事業者、行政、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携することが重要となってきます。そのための施策として以下の方策を実施します。

①排出抑制のための啓発活動の充実

●廃棄物に関する意識の高揚

- ささゆりクリーンパークの見学コースの周知や、見学者への分別収集、リサイクル意識の啓発を行います。
- 可児市エコドームの利活用に関するPRや、利用者への分別収集の徹底を啓発します。
- ケーブルテレビ、広報紙等を活用し、ごみの排出抑制（ごみの適切な出し方）等の普及に関する啓発活動を積極的に取り組みます。

②排出抑制のための環境教育の充実

●小・中学校等学校教育の場で

- ごみの排出者である自覚と適正排出に対する自己責任の重要性について小中学校の成長期から啓発します。
- 総合学習等を利用し、地球温暖化のような大きな課題から身近なごみ問題等多岐にわたり環境問題を取り上げ環境学習の場をつくります。

●地域社会の場で

- 職員等が自治会等に出向き、分別収集の必要性やリサイクル意識の向上のための啓発を図ります。
- 環境活動を実践している市民団体と連携を図りリサイクルなどの市民向け環境講座の充実を図ります。

③過剰包装の抑制

- 簡易包装への協力について市民、スーパーマーケット、小売店等に呼び掛けます。
- レジ袋の削減取り組みを維持させるために、買い物袋持参の徹底、マイバック運動の更なる啓発を行います。

④エコショップ・エコオフィス（※）の認定

- 環境に配慮した事業活動を行っている事業者を「エコショップ・エコオフィス」に認定することで、2R（リフューズ・リデュース）を中心とする活動へのアピールをやすくします。また、市民がこれらの店舗を積極的に利用することで、環境にやさしいまちづくりの推進につなげます。

※簡易包装や量り売り、ばら売りなどを推進している小売店や、紙類の使用削減や、冷暖房の抑制など環境について配慮した事務活動をしている事務所

7 分別収集をする容器包装廃棄物の種類及び分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表のように定めます。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別に区分
主としてスチール製の容器	スチール缶
主としてアルミ製の容器	アルミ缶
主としてガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他色のガラス製容器 リターナブルビン	無色のビン 茶色のビン その他色のビン 生きビン
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	その他紙容器
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	発泡スチロール・トレイ※

※本市の発泡スチロール・トレイは、食品トレイ、包装用梱包材発泡スチロールと色つきのものも併せて回収します。

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：t／年）

	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
主としてスチール製の容器	57		57		57		57		57	
主としてアルミ製の容器	50		50		50		50		50	
無色のガラス製容器	合計									
	153		153		152		152		152	
	引渡	独自処理								
	0	153	0	153	0	152	0	152	0	152
茶色のガラス製容器	合計									
	146		146		146		146		146	
	引渡	独自処理								
	0	146	0	146	0	146	0	146	0	146
その他色のガラス製容器	合計									
	49		49		49		49		49	
	引渡	独自処理								
	0	49	0	49	0	49	0	49	0	49
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	21		21		21		21		21	
主として段ボール製の容器	500		500		500		499		499	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	合計									
	82		82		82		82		82	
	引渡	独自処理								
	0	82	0	82	0	82	0	82	0	82
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	合計									
	69		69		69		69		69	
	引渡	独自処理								
	0	69	0	69	0	69	0	69	0	69
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの（可児市では発泡スチロール・トレイのみ収集）	合計									
	27		27		27		27		27	
	引渡	独自処理								
	0	27	0	27	0	27	0	27	0	27
人口変動率(対前年度比)	0.9999		0.9997		0.9992		0.9991		0.9989	

9 排出量の推計値について

「8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み」の表にある数値は、各リサイクル品の平成26年度から30年度までの5年間の排出量であり、それらの推計値は、環境省発行の「市町村分別収集計画策定の手引き」の策定要領に基づいて直近年度の実績（平成24年度）数値に平成26年度から30年度までの人口変動率を乗じて算出しています。

この推計値は、市町村においては、分別収集物の保管施設の容量等、施設設備計画の基礎データとなるとともに、国による全国的集計により、特定事業者（容器包装を製造、利用する事業者で一定規模以上の者）が負担するリサイクル品の再商品化義務の総量の算定の基礎数値であり、特定事業者がリサイクル費用を負担する義務量が決定する重要なデータです。

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
100,904人 (対前年度比)	100,873人 (対前年度比)	100,790人 (対前年度比)	100,695人 (対前年度比)	100,582人 (対前年度比)
99.99%	99.97%	99.92%	99.91%	99.89%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

容器包装を収集する体制は、現収集体制を活用して行います。

現在、PTA、子ども会や市民団体によるリサイクル資源の集団回収が進んでいます。（平成24年度には、31団体が実施しました。）また可児市エコドームにおいて、リサイクル資源のステーション回収を毎週火曜日と日曜日に行っています。

今後も、缶、飲料用紙容器、段ボール、新聞、雑誌等については集団資源回収を奨励し、一層の回収を推進するとともに、市が実施する地域のリサイクルステーション（平成25年4月1日現在：市内530箇所）での拠点回収（月1回、品目：缶、ビン、ペットボトル、発泡スチロール、トレイ、その他の紙製容器）についても継続するとともに、可児市エコドームの利活用を積極的に推進するなど、回収率の向上を図るものとします。

【分別収集の実施主体】

		収集に係る 分別の区分	収集・運搬 段階	選別・保管等 段階
缶	アルミ	アルミカン	①委託業者による 定期回収 ②市民団体による 集団回収	民間業者 ささゆりクリーンパーク※
	スチール	スチールカン		
ビン	無色ガラス	無色のビン	①委託業者による 定期回収 ②市民団体による 集団回収	ささゆりクリーンパーク 民間業者
	茶色ガラス	茶色のビン		
	その他色ガラス	その他色のビン		
	リターナブル	生きビン		民間業者
紙	飲料用紙容器	紙パック	①委託業者による 定期回収 ②市民団体による 集団回収	民間業者
	段ボール	段ボール		
	その他紙製容器	その他紙		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	①委託業者による 定期回収 ②市民団体による 集団回収	民間業者
	発泡スチロール・トレイ	発泡スチロール・トレイ		

※ささゆりクリーンパーク…「可茂衛生施設利用組合」二市七町一村で構成する広域ごみ処理施設

1.1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

市の実施しているリサイクル資源の分別収集に関する設備関係の一覧は、下表のとおりです。

	種 類	収集容器	収集車	選別・保管等
缶	アルミ	収集ネット	4 t ダンプ	民間業者 ささゆりクリーンパーク (選別、圧縮、保管)
	スチール			
ビン	無色ガラス	回収ボックス	3.5 t 平ボディ 3.6 t ダンプ	ささゆりクリーンパーク 民間業者 (選別、保管)
	茶色ガラス			
	その他色ガラス			
	生びん			民間業者 (選別、保管)
紙	飲料用紙容器	フレキシブル コンテナバッグ	3 t コンテナ	民間業者 (圧縮、梱包、保管)
	段ボール	段ボール	4 t パッカー	民間業者 (圧縮、梱包、保管)
	その他紙製容器	縛って直置き	3.5 t パッカー 4 t ダンプ	民間業者 (圧縮、梱包、保管)
プラスチック	ペットボトル	収集ネット	4 t ダンプ	民間業者 (圧縮、梱包、保管)
	発泡スチロール・トレイ		3.5 t 平ボディ	

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

① 分別収集の推進を図る上で必要となる事項

- 容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市民や事業者、行政からの委員で構成された廃棄物減量等推進審議会を設置し、推進体制を整備します。
- リサイクル事業を推進するため、リサイクル指導員をお願いし、回収当日の回収容器の準備、品目別の看板を掛け、リサイクル資源の排出指導及び関係者との連絡を行います。
- 開発等で作られる新設の集積場所については、リサイクルステーションを設置し、リサイクル資源を出しやすい環境をつくるよう開発事業者等に指導します。
- リサイクルの啓発活動について、広報紙、ケーブルテレビ等各種メディアによる啓発や、小中学校の環境学習などを通じ児童、生徒にもリサイクルの意識を高めていきます。

② 資源回収を促進するために必要と考えられる事項

- P T A、子ども会や市民団体等による集団回収を促進するために継続的に奨励金の交付を行います。
- 可児市エコドームの活用について、資源回収品の常設ステーションとして、市民の利用の拡大等を検討します。

③その他、必要と考えられる事項

- 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し。3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行っていきます。